

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

廃止された引当金

Q：平成10年度の改正で廃止された引当金を教えてください。

A：一定の経過措置を講じたところで、賞与引当金、製品保証等引当金が廃止されます。

【解説】

平成10年度の法人税改正では引当金関係が大きく見直され、賞与引当金と製品保証等引当金が廃止、特別修繕引当金については準備金制度に衣替えされることになりました。

まず、賞与引当金については、賞与の支給対象期間を定めていても、支給時に退職している者には賞与が支給されない場合が少なくないことや、同じ決算期の法人が同じ時期に賞与を支給しているにもかかわらず、支給対象期間の定めが異なることにより、繰入限度額に格差が生じること、賞与の支給金額はあらかじめ定まっておらず、どの期間の費用とすべきか不明確等の理由から廃止されることになりました。

製品保証等引当金は、一定の製造業者が、その製造物の欠陥を自己負担により無償で補修する際の費用に係る引当金ですが、適用業種が限定されていて、業種間の不公平も生じているためというのが廃止の理由のようです。

また、特別修繕引当金は、周期的に大規模な修繕が必要となる船舶等の修繕費用を引当金とする制度です。この引当金の制度は廃止されますが、繰入限度額を4分の3に縮小した上で特別修繕準備金として改組されます。

なお、賞与引当金と製品保証等引当金については、5年間の経過措置を経て廃止することになっています。

